

## 日常生活圏域の分割について

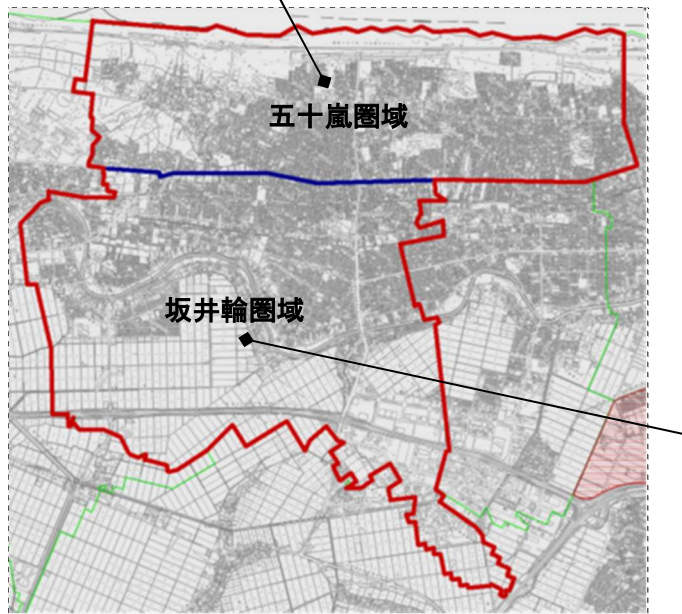
## (1) 坂井輪・五十嵐圏域

令和3年10月1日より「坂井輪圏域」と「五十嵐圏域」の二つに分割します。

## 【新設】地域包括支援センター五十嵐

住所: 西区上新栄町6丁目17番33号

担当区域: 五十嵐中学校区



## 【担当区域の変更】

## 変更前:

地域包括支援センター坂井輪

担当区域: 坂井輪・五十嵐中学校区



## 変更後:

地域包括支援センター坂井輪

担当区域: 坂井輪中学校区

※名称、住所及び連絡先に変更はありません

日常生活圏域	面積 (km <sup>2</sup> )	人口	65歳以上人口 (第1号被保険者数)	高齢化率	要介護・要支援 認定者数	全体 認定率
坂井輪・五十嵐	12.80	49,969	15,579	31.2%	3,164	20.3%



日常生活圏域	面積 (km <sup>2</sup> )	人口	65歳以上人口 (第1号被保険者数)	高齢化率	要介護・要支援 認定者数	全体 認定率
坂井輪	7.49	24,864	7,305	29.4%	1,445	19.8%
五十嵐	5.31	25,105	8,274	33.0%	1,719	20.8%

- 圏域の分割に伴い、五十嵐中学校区に新たに「地域包括支援センター五十嵐」を設置します。
- 地域包括支援センター業務の委託先については、分割後のそれぞれの圏域について、現受託法人から受託継続の意向があったことから、坂井輪圏域及び五十嵐圏域における地域包括支援センター業務を社会福祉法人坂井輪会に引き続き委託します。

## (2) 周知について

該当する自治会・町内会に回覧板により周知します。既に地域包括支援センターが担当している利用者については、センターからも別途ご連絡します。